

平成18年第5回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 12月8日～12月19日：12日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
12月 8日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意第5号、第6号 3. 議案第62号～第76号 4. 議員提出議案第4号、第5号 ┌ 議案上程・提案理由等説明 ┐ └ 質疑・討論及び採決           ┘
12月 9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第62号～第76号、 ┌ 議案上程・質疑・委員会付託 ┐ └ 討論及び採決                   ┘
12月12日	火	休 会	委員会	
12月13日	水	休 会	委員会	
12月14日	木	休 会	委員会	
12月15日	金	休 会		
12月16日	土	休 会		
12月17日	日	休 会		
12月18日	月	休 会		
12月19日	火	開 議 午前10時		1. 議案第62号～第68号 議案第72号～第74号、 2. 意見書案第13号～第16号 3. 議員提出議案第6号 4. 追加議案 ┌ 委員長報告・議案上程・継続審査 ┐ └ 提案理由説明・質疑・討論及び採決 ┘



## 諸 般 の 報 告

第 5 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 1 8 年 1 2 月 8 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から9月20日、27日、10月3日、11日、25日、12月4日、5日付でそれぞれ受領した。

記

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成18年度6月分～9月分 |
| (2) 病院事業会計      | 平成18年度6月分～7月分 |
| (3) 水道事業会計      | 平成18年度6月分～8月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から9月29日、11月21日、12月5日付で受領した。

記

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| (1) 課税課  | 平成17年度、平成18年度4月～7月 |
| (2) 収納課  | 平成17年度、平成18年度4月～7月 |
| (3) 管理課  | 平成17年度、平成18年度4月～9月 |
| (4) 消防本部 | 平成17年度、平成18年度4月～9月 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を下記のとおり監査委員から10月27日付で受領した。

記

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 中間市シルバー人材センター | 平成17年4月～平成18年3月 |
|-------------------|-----------------|

(意見書の提出)

平成18年9月22日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- |                             |
|-----------------------------|
| (1) ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書 |
| (2) 国民のくらし最優先の予算編成を求める意見書   |



議事日程 (第1号)

平成18年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第5号 公平委員会の委員の選任について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第62号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 5 第63号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第3号)
- 日程第 6 第64号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 7 第65号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第66号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第67号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(日程第4～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第68号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第69号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第70号議案 中間市普通河川管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 第71号議案 中間市副市長定数条例  
(日程第10～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第72号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第15 第73号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第14～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第74号議案 中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について  
(日程第16 提案理由説明)
- 日程第17 第75号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の

数の減少について

日程第18 第76号議案 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について

(日程第17～日程第18 提案理由説明)

日程第19 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例  
第4号

日程第20 議員提出議案 中間市議会会議規則の一部を改正する規則  
第5号

(日程第19～日程第20 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第21 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 古野 嘉久君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 井上 太一君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 杉原 茂雄君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	助役 ……………	山崎 義弘君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民経済部長 ……	萩原 一秋君	保健福祉部長 ……	田中 茂徳君

建設部長	……………	行徳 幸弘君	教育部長	……………	左京 邦彦君
上下水道局長	………	小南 哲雄君	市立病院事務長	…	貞末 伸作君
消防長	……………	長谷川邦彦君	総務部参事	……………	前原 光博君
秘書課長	……………	田中 久光君	経営企画課長	………	白尾 啓介君
財政課長	……………	牧野 修二君	総務課長	……………	中野 諭君
介護保険課長	………	成富 隆俊君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
管理課長	……………	栢野 広行君	下水道課長	……………	佐藤 満洋君
学校教育課長	………	深見 卓矢君	生涯学習課長	………	津田 正人君
生涯学習センター館長	……………				鳥井 政昭君
監査事務局長	………	村上 羊三君			

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

---

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しております。これより平成18年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの12日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は12日間と決しました。

---

### 日程第2. 同意案第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第6号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松本市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第6号固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります今井昇氏の任期が本年12月25日で満了しますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これより同意案第6号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。  
この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員

14番	香川	実議員	15番	上村	武郎議員
16番	岩崎	悟議員	17番	佐々木	正義議員
18番	米満	一彦議員	19番	下川	俊秀議員
20番	片岡	誠二議員	21番	杉原	茂雄議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐々木晴一君及び湯浅信弘君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成20票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第6号についてはこれを同意することに決しました。

---

### 日程第3. 同意案第5号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、同意案第5号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第5号公平委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります村井勝義氏の任期が、平成19年1月18日で満了いたします。つきましては、同氏の後任といたしまして、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関しすぐれた識見を有しておられます伊藤昭彦氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これより同意案第5号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....  
1 番 中家多恵子議員

2 番 山本 慎悟議員

3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
5番	古野 嘉久議員	6番	青木 孝子議員
7番	久好 勝利議員	9番	岩崎 三次議員
10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	杉原 茂雄議員

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び杉原茂雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成20票、反対0票、以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第5号についてはこれを同意することに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時17分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 第62号議案

日程第5. 第63号議案

日程第6. 第64号議案

日程第7. 第65号議案

日程第8. 第66号議案

日程第9. 第67号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第62号議案から日程第9、第67号議案までの平成18年度補正予算6件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第62号議案から第67号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第62号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、前年度の補助金等確定に伴う精算及び本年度の各種事業の見直しによる調整が主なものでございます。

歳出の主なものは、まず総務費におきましては交通災害から市民を守るガードレール等交通安全施設を設置するための経費350万円を追加計上いたしております。

次に、民生費におきましては、本年4月に障害者自立支援法が施行されましたことから、重度心身障害者医療費が大幅に伸びております。1,950万円の増額を計上するとともに、母子家庭医療費におきましても受診者の増加に伴い医療費が増大しておりますことから、560万円を計上いたしております。

さらに、市民の健康維持のための予防接種委託事業におきましても、接種を希望する市民の増加により400万円を追加計上いたしております。

このような医療費の増嵩傾向は続いており、今後も病気に負けない市民の健康づくりを推進し、元気なまちづくりを目指すことといたしております。

次に、施設整備といたしましては、単身老人世帯の緊急通報システムといたしましての緊急連絡機器36台を追加する費用といたしまして330万円を計上いたしております。

さらに、施設の改善事業といたしまして、市内3カ所の学童保育所において県の補助事業を利用し、非常口の設置などの改修費用の100万円を計上いたすとともに、児童センターにおきましても、改修費用として70万円を計上するなど施設の改善をいたしております。

次に、各特別会計への繰出金におきましては、国民健康保険、介護保険特別会計及び土木費の公共下水道特別会計への繰出金の調整を行い、合わせて6,510万円の減額をいたしております。

次に、土木費におきましては、本年の台風13号で被害を受けました市内道路や公園の復旧のための経費として200万円を計上いたしております。

次に、教育費の社会教育費におきましては、特定地域開発就労事業として施工しており

ます川西地区の二タ股道路新設工事予定地に遺跡が見つかりましたことから、その本格的な発掘遺構調査が必要になりましたので、その経費150万円を計上いたしております。

また、市内小中学校の施設の補修費用といたしまして、合わせて150万円を追加計上し、学校施設の安全性の向上を図っております。

このような歳出予算に充当いたします歳入予算といたしましては、国庫補助金及び県費補助金合わせて1,420万円の増額をいたしますとともに、平成17年度特別会計への繰出金の精算といたしまして、老人保健特別会計から8,560万円を精算金として歳入することなどで、歳入歳出とも5,200万円の増額補正をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ167億9,500万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、第63号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費100万円、保険給付費につきましては医療費の増嵩により1億860万円、介護保険納付金690万円の増額予算を計上し、老人保健拠出金では2,960万円の減額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、療養給付費交付金1億650万円、繰入金130万円を増額し、国庫支出金1,020万円、県支出金140万円、諸収入910万円の減額予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも8,703万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,083万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、第64号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、まず歳出におきまして、曙下水処理場に設置しております受電設備の配線及び部品が老朽化により交換する必要性が生じたことから、修繕料を300万円増額いたしております。

次に、歳出予算に充当いたします歳入におきまして、下水道使用料100万円、前年度繰越金を200万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、予算の総額を9,829万円とするものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、第65号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、まず歳出におきまして、受益者負担金の一括納付件数の増加により報償費を200万円、また供用開始区域の拡大に伴う水洗化人口の増加

により流域下水道処理負担金を2,300万円増額し、公債費の元金償還金と利子償還金を合わせた5,700万円を減額いたしております。

次に、歳出予算に充当いたします歳入におきまして、下水道受益者負担金を1,200万円、下水道使用料を1,700万円、消費税還付金を460万円増額いたしております。

また、歳出の減額に伴いまして一般会計からの繰入金を6,430万円減額いたしております。

以上により、今回の補正で歳入歳出それぞれ3,022万円を減額し、予算の総額を21億4,174万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第66号議案平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度末現在までの医療費及び事務費における一般会計からの繰入金が増加し超過繰り入れとなっており、これを精算返還するものでございます。

歳出の内容といたしましては、中間市老人保健特別会計、1款総務費、償還金として8,563万円を計上いたしております。

歳入におきましては、繰越金として8,563万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも8,563万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億462万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第67号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出予算における主なものといたしまして、総務費において介護認定申請件数が増加しましたことから、認定審査会の審査手数料を170万円増額し、その一方で、地域支援事業における介護予防事業の対象者が当初に見込んだ人数より少なくなりましたことから、特定高齢者及び一般高齢者施策に要する委託料を1,403万円、備品購入費を272万円減額いたしております。

また、歳入予算の主なものといたしましては、歳出予算でご説明いたしましたとおり、地域支援事業の対象者数が少なくなったという理由によりまして、介護保険料における第1号被保険者の特別徴収保険料217万円、国県支出金を290万円、支払基金交付金を521万円、一般会計からの繰入金を207万円それぞれ減額し、歳入歳出ともに1,232万円を減額いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出につきましては、事業費におきまして要支援者に対する新予防給付ケアプランの作成業務が増加したことにより、委託料等を81万円増額いたしております。

また、このことにより歳入につきましても、居宅支援サービス計画費の増収を見込み、

81万円の増額をいたしております。

以上によりまして、保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,151万円を減額し、予算総額を32億624万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております補正予算6件に対する質疑は、12月11日の本会議で行ないますのでご了承をお願いいたします。

---

日程第10. 第68号議案

日程第11. 第69号議案

日程第12. 第70号議案

日程第13. 第71号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第68号議案から日程第13、第71号議案までの条例改正等4件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第68号議案から第71号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第68号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本市の行政機構につきましては、より効率的な行政運営を目指し、本年1月1日付で組織の改編を行なったところでありますが、第四次総合計画の実施体制の整備と行財政集中改革プランに掲げております行政のさらなる効率化を図るために、平成19年4月1日付で機構改革を行なうこととし、このことに伴う事務分掌条例の改正についてこのたび提案するものでございます。

改正の主な内容をご説明いたしますと、まず総務部におきましては、秘書課と総務課を統合し「総務課」といたします。

次に、市民経済部におきましては、部名を「市民部」と改称し、商工業・農業などの経済行政を建設部へ移管するとともに、人権推進課の課名を「人権男女共同参画課」として、人権政策とあわせて男女共同参画に関する事務を所管することといたしております。

次に、保健福祉部におきましては、児童福祉施策の一体化という観点から、さくら保育園をこども育成課の係として改編いたしております。

また、市民との協働のまちづくりの所管課であります地域福祉課を、市民の皆様によりわかりやすいものとするために「市民協働課」と改称し、協働のまちづくりと関連性の高い地域防犯と交通安全の業務を所掌することといたしております。



最後に、建設部におきましては、現在3課体制であります。建設部に経済振興課が所管しております産業振興に関する事務を移管し、部名を「建設産業部」と改称するものであります。

これは、農業土木など建設行政と関連性の高い業務を、同じ部内において一体的に所管するとともに、今後、五楽北部工業団地造成計画が具体化してまいりますと、用地買収業務や同団地内の道路、水路等の整備が必要となってくることが予想されること、また、一方で機構全体のバランスを図るという観点から、経済振興課を「産業振興課」と改称をして建設部へ移管するものでございます。

以上がこのたびの機構改革の概要であります。この改編によりまして2課のスリム化を図り、市長部局の機構を4部20課の体制といたします。

なお、本市の行政機構につきましては行政改革の一環として今後も適宜見直しを行い、簡素で効率的な組織編制に努めてまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第69号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本年2月11日に、鞍手郡宮田町及び同郡若宮町が廃され、宮若市が設置されました。

このことに伴い、本市の旅費に関する条例においては日当の不支給地域に鞍手郡が規定されていることから、従前鞍手郡であった宮若市を新たに不支給地域に追加する必要が生じたので、両条例の改正を行なうものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第70号議案中間市普通河川管理条例等の一部を改正する条例及び第71号議案中間市副市長定数条例につきましては、同一法の改正に伴う条例の改廃及び制定でございますので、一括して提案理由を申し上げます。

平成18年6月7日に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」において、「助役」が「副市長」に改められたこと、収入役が廃止され「会計管理者」を置くことされたこと、また「事務吏員及び技術吏員の区分」が廃止され「職員」とされたことなどに伴い、本市の関連する条例の整備及び新たに条例を制定するものでございます。

まず、中間市普通河川管理条例等の一部を改正する条例につきましては、中間市普通河川管理条例等の条文中「助役」を「副市長」に、また中間市病院事業の設置等に関する条例中「助役」を「会計管理者」に改めるものでございます。なお、収入役廃止に伴い、附則において「中間市収入役の事務の兼掌に関する条例」を廃止いたしております。

次に、「中間市副市長定数条例」につきましては、改正後の地方自治法第161条第2項の規定により「副市長の定数は条例で定める」とされていることから、その定数を一と定める本条例を制定するものでございます。また、任期につきましては助役としての任期の残任期間と同一の期間とされております。

なお、両条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ平成19年4月1日といたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正等4件に対する質疑は、12月11日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

日程第14. 第72号議案

日程第15. 第73号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、第72号議案から日程第15、第73号議案までの市道路線関連2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第72号議案及び第73号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第72号議案市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

今回認定いたします路線は、市役所東側の新手交差点から昭和町交差点及び大膳橋交差点を通過し、岩瀬西町と水巻町との行政界までに位置する「新手大膳橋線」及び岩瀬西町大膳橋交差点から八幡西区方面水巻町との行政界までに位置する「大膳橋赤池線」の2路線でございます。

この2路線は、従来福岡県が県道「中間水巻線」として管理してまいりましたが、このたび「（仮称）蓮花寺ぼた山縦貫道路」の新設に伴い、県道を市道に振り替えるものでございます。

また、主要地方道「中間引野線」に接続する等、交通量も多く重要な道路で、住民の生活に多大な利便性を有するものであり、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、新たに認定いたします道路の概要といたしましては、「新手大膳橋線」におきましては幅員10.75メートル、実延長2,949.6メートルとなり、また「大膳橋赤池線」におきましては、幅員17.26メートル、実延長198.1メートルとなるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第73号議案市道路線の変更について提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、中間小学校北側に位置する「折口乗越線」でございます。

本路線につきましては、県道「中間停車場線」が市道に振り替えられることに伴い、地域住民の利便性及び生活関連道路としての利用を図るため、既路線の延長を行なうもので

あり、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更いたします道路の概要といたしましては、幅員7.2メートル、実延長629.05メートルとなるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、12月11日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第16. 第74号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第74号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第74号議案中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

平成19年4月1日から、生涯学習センターの管理運営を指定管理者に行なわせるため、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者を指定するものでございます。

まず、指定管理者の選定につきましては、公募により指定管理者の指定を受けようとする事業者等の募集を行ないましたところ、5つの事業者等から申請がありました。このことから、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第5条の規定に基づく指定管理者選定委員会において、当該事業者等から提出された施設の事業計画及び収支計画書、団体の経営状況並びに当該団体による施設運営計画に係るプレゼンテーションを総合的に審査した意見をもとに、福岡市博多区に事務所を有する「株式会社ドット・コミュニケーションズ」を指定管理者の候補者として選定いたしましたところでございます。

選定の理由といたしましては、利用者アンケートの実施、他の民間カルチャー講座のリサーチの実施等による住民サービスの向上に向けた取り組みや施設経営の収支計画がすぐれていること、また他市の公の施設の指定管理者の指定を受けているなど、その運営業務の実績が高く評価されたことでございます。

したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該事業者を中間市生涯学習センターの指定管理者として指定し、指定期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とすることについて議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第74号議案に対する質疑は、12月11日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

**日程第17. 第75号議案**

**日程第18. 第76号議案**

**○議長（井上 太一君）**

次に、日程第17、第75号議案から日程第18、第76号議案までの組合規約変更2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第75号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について、第76号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少については同一の理由のため、一括して提案理由を申し上げます。

本年10月1日に福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合の組織団体であります八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されましたことに伴いまして、両組合を組織する地方公共団体の数が減少いたしましたことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（井上 太一君）**

ただいま議題となっております組合規約変更2件に対する質疑は、12月11日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

---

**日程第19. 議員提出議案第4号**

**日程第20. 議員提出議案第5号**

**○議長（井上 太一君）**

次に、日程第19、議員提出議案第4号から日程第20、議員提出議案第5号までの議員提出議案2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これより議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず議員提出議案第4号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において古野嘉久君及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            井 上 太 一

議 員            古 野 嘉 久

議 員            片 岡 誠 二

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員